	質問・意見	回答
76	18m、25mというのはどういう基準でい	市内の用途地域内に建っている建物全て
	つ誰が決めたものなのか。(梅園)	の階数のデータから、それぞれ 99%以上
		が収まる階数を値として市が決めたもの
		である。
	地域特性に応じた良好な住環境保全のた	用途地域の決定権者が4月から市へ権限
	めとあるが、実際の土地利用を見ると、	委譲される。用途地域の見直しも検討し
	工業地域のままにしていることがそもそ	つつ、住居系用途に変わったときには同
	も問題である。(梅園)	じように高度地区の制限が適用される
		が、高度地区に合わせて用途地域をすぐ
77		に変更することは難しい。
		また、現在工業系の用途で工場を営まれ
		ている方からすると、住居系への変更は
		逆の立場になってしまうので、エリアを
		選びながら考えていきたい。
	用途地域をすぐに変えることが難しいの	用途地域の変更を待たずに高さの制限を
70	であれば、国道1号と乙川に囲まれた区	したいということであれば、地区計画制
78	域はせめて高度地区の中で低いほうの18	度を活用していただきたい。
	mにしてほしい。(梅園)	
	工場などで仮に現在18mを超えているも	工業系用途地域は住居系用途地域に比べ
	のがあっても、同規模での建替えとなる	て日影規制が緩いため、用途地域の変更
	のであれば、ほとんどが住宅になってい	により共同住宅であっても日影規制にひ
	る地区で高度地区の18m制限をすること	っかかる恐れがある。
79	は、なんら支障がないと思う。(梅園)	工業系用途地域の中に住宅が建ち並んで
19		いるところは、今後市の責任をもって見
		直しをかけて、変更できそうなところは
		変更していきたい。
		高度地区については、今回は住居系用途
		地域にのみかけさせていただきたい。
80	用途地域と合っていない現状を踏まえて	御意見として承る。
	高度地区をかけていただきたい。工業系	
	用途だからできないというのは規則を押	
	しつけられている感じを受ける。(梅園)	
81	地区計画をまとめるのと今回の高度地区	高度地区が定まった後に、地区計画が定
	のスケジュールが合わないと思うが。(梅	まった時点で、より厳しい地区計画によ

	園)	る制限が適用される。高度地区の告示ま
		でに合わせる必要はない。
82	子どもや歩行者が多いが、街路灯やミラ	25mの建物を誘導する主旨ではない。用
	一、信号もなく歩道もない。高い建物が	途地域と対応する形で 25m制限とした
	建つと死角が増えて安全面で問題がある	が、18m制限にしても25m制限にしても、
	と思うので、国道1号と乙川に囲まれた	現況が低い建物であれば、来るものは 18
	区域内の1住の部分はせめて18mにして	m以下のものだと思う。
	ほしい。(梅園)	歩道がないのは、過去に耕地整理を行っ
		た地区であるためである。また、街路灯
		については総代さんを通じて市に要望を
		出していただければ対応できるかと思
		う。
83	住宅系のエリアは18mにしてほしいと強	市域全体でやっていることなので難しい
	く要望しておく。(梅園)	が、御意見として承る。
84	高さの低いほうの限度は定めていないの	名古屋などの商業地では定めているとこ
	か。(梅園)	ろもあるが、岡崎市では定めていない。